

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和4年  
3月25日  
(金曜日)

## 目次

- 規則
  - 山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………一
  - 山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則(医務保険課)……………三
  - 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………五
  - 指定障害者支援施設の事業等の人員、設備及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………五
  - 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………五
  - 地域活動支援センターの設備及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………五
  - 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………六
  - 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………六
  - 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………六
  - 指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………六
  - 山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則(子ども家庭課)……………七
  - 山口県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課)……………七
- 告示
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………七
  - 特定鳥獣の捕獲等をする期間の延長に関する告示の一部改正(自然保護課)……………九
  - 特定鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除(自然保護課)……………九
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………九
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………九
  - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………一〇

- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………一〇
- 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課)……………一〇
- 保安林予定森林(柳井市)(森林整備課)……………一〇
- 通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路の指定(道路整備課)……………一一
- 通行する車両の高さの最高限度が四メートルである道路の指定(道路整備課)……………一一
- 公安委告示
  - 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………一一
- 雑報
  - 個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表……………一二
  - 県報の正誤(令和四年三月八日山口県報)……………一三

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第十二号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記第五十四号様式(その一)中、「(4)」を、「(5)」に、「(50)」を、「(51)」

に、この通知書により納付すべき加算金額(50)を、この通知書により納付すべき加算金額(51)に

「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」(31)	を	「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」(32)
「税額控除超過額相当額の加算額」(31)	を	「税額控除超過額相当額の加算額」(32)

外国の法人税等の額の控除額	②
仮装経理に基づく法人税制額の控除額	③
利子割額の控除額 (控除した金額④)	④
差引法人税割額 ⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪	⑤
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑥
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑦
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額⑧-⑨	⑧
この通知書により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪+⑫	⑩
算定期間中において事務所等を有していた月数	⑪
均等割額	⑫
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑬
この通知書により納付すべき均等割額⑭-⑮	⑭
この通知書により納付すべき県民税額⑯+⑰	⑮

外国の法人税等の額の控除額	③
仮装経理に基づく法人税制額の控除額	④
利子割額の控除額 (控除した金額⑤)	⑤
差引法人税割額 ⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪	⑥
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑦
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑧
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額⑨-⑩	⑨
この通知書により納付すべき法人税割額 ⑪-⑫+⑬	⑪
算定期間中において事務所等を有していた月数	⑫
均等割額	⑬
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑭
この通知書により納付すべき均等割額⑮-⑯	⑮
この通知書により納付すべき県民税額⑰+⑱	⑱

利子割額 (控除されるべき額) ①	①
控除した金額 (②-③+④-⑤-⑥-⑦-⑧のうち少ない額) ②	②
控除しきれなかった金額③-④	③
既に還付を請求した利子割額	④
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額⑤-⑥	⑤

利子割額 (控除されるべき額) ①	①
控除した金額 (②-③+④-⑤-⑥-⑦のうち少ない額) ②	②
控除しきれなかった金額③-④	③
既に還付を請求した利子割額	④
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額⑤-⑥	⑤

「⑤」や「⑥」は「⑦」「⑧」「⑨」「⑩」「⑪」

に於て、同業は(その二)中

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩								
税額控除超過相当額の加算額	⑪								
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫								

に

外国の法人税等の額の控除額	①
仮装経理に基づく法人税制額の控除額	②
利子割額の控除額 (控除した金額③)	③
差引法人税割額 ④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨	④
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑤
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑥
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額⑦-⑧	⑦
この通知書により納付すべき法人税割額 ⑨-⑩+⑪	⑨
算定期間中において事務所等を有していた月数	⑩
均等割額	⑪
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑫
この通知書により納付すべき均等割額⑬-⑭	⑬
この通知書により納付すべき県民税額⑮+⑯	⑭

外国の法人税等の額の控除額	②
仮装経理に基づく法人税制額の控除額	③
利子割額の控除額 (控除した金額④)	④
差引法人税割額 ⑤-⑥+⑦-⑧-⑨-⑩	⑤
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑥
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑦
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額⑧-⑨	⑧
この通知書により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪+⑫	⑩
算定期間中において事務所等を有していた月数	⑪
均等割額	⑫
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑬
この通知書により納付すべき均等割額⑭-⑮	⑭
この通知書により納付すべき県民税額⑯+⑰	⑰

に

に

利子割額 (控除されるべき額) ①	①
控除した金額 (②-③-④-⑤-⑥のうち少ない額) ②	②

利子割額 (控除されるべき額) ①	①
控除した金額 (②-③+④-⑤-⑥) ②	②

分 礎 基		科 目	単位数					
社 会 学	文 化 人 類 学			心 理 学	看 護 研 究 の 基 礎	生 命 と 倫 理	情 報 科 学	教 育 学
一	一	二	一	一	一	一	一	一

山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則(平成六年山口県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。  
 別表第一を次のように改める。  
 別表第一(第七条関係)

山口県規則第十三号

山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則

山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡副政

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

この通知書により納付すべき加算金額をこの通知書により納付すべき加算金額に改める。

控除しきれなかった金額(56)	既に還付を請求した利子割額(57)	既に還付を請求した利子割額(57)	既に還付を請求した利子割額(57)
既に還付を請求した利子割額(56)が過大である場合の納付額(56)	既に還付を請求した利子割額(57)が過大である場合の納付額(57)	既に還付を請求した利子割額(57)が過大である場合の納付額(57)	既に還付を請求した利子割額(57)が過大である場合の納付額(57)

野		分 礎 基 門 専													野												
小		人間の成り立ちと回復の促進													人間の構造と機能					人間と生活・社会の理解							
基礎看護技術 1	看護学概論 2	看護学概論 1	計	関係法規	社会福祉	公衆衛生学	保健医療論	栄養学	薬理学各論	薬理学総論	微生物学	臨床医学 4	臨床医学 3	臨床医学 2	臨床医学 1	病態症候学	病理学	生化学	生理学	看護形態機能学	解剖学	計	健康と運動	人間関係論	社会生活論	文化学	医療英語
一	一	一	二二二	一	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	二	一四	一	一	一	一	一

門													専															
小児看護学			老年看護学				成人看護学						地域・在宅看護論						基礎看護学									
母性看護学概論	小児看護援助論2	小児看護援助論1	小児看護学概論2	小児看護学概論1	老年看護援助論3	老年看護援助論2	老年看護援助論1	老年看護学概論	成人看護援助論5	成人看護援助論4	成人看護援助論3	成人看護援助論2	成人看護援助論1	成人看護学概論	3 地域・在宅看護援助論	2 地域・在宅看護援助論	1 地域・在宅看護援助論	地域・在宅看護概論	地域・在宅看護概論	コミュニティ論2	コミュニティ論1	臨床看護総論2	臨床看護総論1	基礎看護技術6	基礎看護技術5	基礎看護技術4	基礎看護技術3	基礎看護技術2
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

附則	野																		分							
	小												小			精神看護学			母性看護学							
	臨地実習												看護の統合と実践			精神看護援助論			母性看護援助論							
合計	統計	統合実習	精神看護学実習	母性看護学実習	小児看護学実習	老年看護学実習	4 成人・老年看護学実習	3 成人・老年看護学実習	2 成人・老年看護学実習	1 成人・老年看護学実習	在宅看護論実習	コミュニティ実習	基礎看護学実習2	基礎看護学実習1	統計	看護の統合と実践4	看護の統合と実践3	看護の統合と実践2	看護の統合と実践1	精神看護援助論2	精神看護援助論1	精神看護学概論2	精神看護学概論1	母性看護援助論3	母性看護援助論2	母性看護援助論1
一〇二	二三	二	二	二	一	二	二	二	二	二	二	一	二	一	四三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県立萩看護学校則別表第一の規定は、この規則の施行の日以後に入学する学生について適用し、同日前に入学して現に在学中の学生については、なお従前の例による。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第十四号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の三から第七条の五まで及び第三十九条の二中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第七条の三及び第三十九条の二の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第十五号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平

成二十四年山口県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条から第二十一条までの規定中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第十六号

障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二から第七条の四までの規定中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第七条の二の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第十七号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十

四年山口県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。  
第八条及び第九条中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第十八号

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第十九号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条から第二十条までの規定中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」

に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十八条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二十号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二から第十三条の四までの規定中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十三条の二の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二十一号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項、第十二条の二及び第十二条の三中「講ずるよう努めなければ」を



「講じなければ」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十二号

山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

山口県青少年健全育成条例施行規則（昭和三十三年山口県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記第十一号様式の(表)中「2.5センチメートル」を「2.4センチメートル」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山口県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十三号

山口県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

山口県屋外広告物条例施行規則（昭和四十二年山口県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記第十五号様式中「5.5センチメートル、横4センチメートル」を「4センチメートル、横3センチメートル」に、「はり付け欄」を「貼付け欄」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。



山口県告示第七十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年三月二十五日から同年四月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 株式会社ワイテック

住 所 広島県安芸郡海田町曾田三番地七四

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 株式会社ワイテック防府工場

所在地 防府市大字浜方五三四番地二七

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		使用の方法	
	能 ( $m^3$ /時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
六五	四〇〇	令和四、一五	令和四、一五	令和四、一五
備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。				連続 二二時間 変動なし

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 ( $m^3$ )
	通 常 最 大	通 常 最 大	
六五	一〇・五	二二〇	一、二五〇
	二二〇	一、二五〇	四五
	六〇	一三〇	二五〇
	五八〇	一、二〇〇	六〇
	七〇	二五〇	六〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ( $m^3$ /時)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
〃	鋼板製・ステンレス製	二	凝集沈殿・ろ過	連続	二二時間	変動なし	令和四、四、一五	令和四、四、一五	令和四、四、一五

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 ( $m^3$ )
		通 常 最 大	通 常 最 大	
排水処理施設	処理前	一〇・五	二二〇	四〇
	処理後	七	二〇・三	四五
〃	処理前	一〇・五	二二〇	二〇
	処理後	七	二〇・三	二五

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 量 ( $m^3$ )
	通 常 最 大	通 常 最 大	
〃	水素イオン濃度 (水素指数)	一〇・五	二〇
〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	二二〇	二五
〃	浮遊物質量 (mg/l)	四五	一
〃	鉍油類 (mg/l)	二、五〇〇	一〇
〃	窒素 (mg/l)	二五〇	五
〃	リン (mg/l)	一、二〇〇	一三
〃	〃	〇・三	三〇
〃	〃	五八〇	〇・三
〃	〃	一、二〇〇	八



No. 3 排水口	No. 1 排水口
六	七
九、五	八、六
三〇	一九
六〇	二五
九	一
五〇	一〇
一	五
六〇	一二
一二〇	三〇
八	〇・二
一六	八
一五・五	六五・六
二〇	七五・六

**山口県告示第七十七号**

特定鳥獣の捕獲等をする期間の延長に関する告示（平成十六年山口県告示第五百四十五号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

イノシシの三 延長後の捕獲等をする期間に関する部分中「平成三十四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

ニ ホンジカの三 延長後の捕獲等をする期間に関する部分中「平成三十四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

**山口県告示第七十八号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により、次のとおり特定鳥獣の捕獲等の禁止及び制限を解除し、令和四年四月一日から施行する。

特定鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除に関する告示（平成二十九年山口県告示第三百三十号）は、令和四年三月三十一日限り、廃止する。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 捕獲等の猟法の禁止を解除する特定鳥獣 イノシシ
- 二 捕獲等の禁止を解除する猟法 くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超え十五センチメートル以下のもので、締付け防止金具及びよりもどしが装着され、かつ、ワイヤーの直径が四ミリメートル以上であるものに限る。）の架設
- 三 捕獲等の猟法の禁止を解除する区域 山口県の区域

- 一 捕獲等の猟法の禁止を解除する特定鳥獣 ニホンジカ
- 二 捕獲等の禁止を解除する猟法 くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超え十五センチメートル以下のもので、締付け防止金具及びよりもどしが装着され、かつ、ワイヤーの直径が四ミリメートル以上であるものに限る。）の架設
- 三 捕獲等の猟法の禁止を解除する区域 山口県の区域

**山口県告示第七十九号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
萩市国民健康保険大島診療所分室	萩市大島二九〇	山口県知事	令和四、一、一一
三田川薬局	周南市大字徳山五八二七の一	山口県知事	二、一一

**山口県告示第八十号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三田川薬局	周南市大字徳山五八二七の一	山口県知事	令和四、二、一一

山口県告示第八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事 業所	事業の 種類	廃止年月日
社会福祉法人 萩市社会福祉 協議会	萩市大字江向 三五六の三	萩市訪問看護 ステーション かがやき	萩市大字椿三 四六〇の二 訪問看 護	平成一六、 四、一

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事 業所	事業の 種類	廃止年月日
社会福祉法人 萩市社会福祉 事業団	萩市大字椿三 四六〇の二	萩市訪問看護 ステーション かがやき	萩市大字椿三 四六〇の二 介護予 防訪問 看護	平成二六、 一〇、一

山口県告示第八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事 業所	事業の 種類	指定年月日
ぶかいごのいま	山口市阿知須 四八五六の一	有限会社バ ナックいまづ	山口市阿知須 四八五六の一 福祉用 具貸与	令和四、 二、一

山口県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事 業所	事業の 種類	指定年月日
ぶかいごのいま	山口市阿知須 四八五六の一	有限会社バ ナックいまづ	山口市阿知須 四八五六の一 介護予 防福祉 用具貸 与	令和四、 二、一

山口県告示第八十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
越ヶ浜区域		総トン数十トン以上十五トン未満の漁船により、主としてえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業	

山口県告示第八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所  
 柳井市伊保庄字山根二五七七・一一〇八一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字小野二六〇九、一一〇五八、一一〇五八の一（次の図に示す部分に限る。）、一一〇六五の一、字水谷二六七六の一（次の図に示す部分に限る。）、二六七六の二、二六七七、二六七八の一、二六七八の三、二六七九の一、二六七九の二、二六八〇、二六八一、二六八二の一、二六八三、二六八九、一二九二八（次の図に示す部分に限る。）、字椋木二六八六の一、二六八六の三、二六八七の一、二六八七の三、一一〇三三の一、一一〇七二、一一〇七四、字船河原二六九〇の五、字後呂一一二四六

二 指定の目的  
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 柳井市伊保庄字山根一一〇八一・字小野一一〇五八の一・字水谷二六七六の一・二六七七・一二九二八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）  
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 3 主伐として伐採をすることができる立木は、柳井市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び柳井市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十六号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路を次のとおり指定する。  
 令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	区	間	指定の期日
-----	---	---	-------

国道 二六二号	山口市大内長野字山鼻四四七の一地先から 同市下小鯖字中塚六〇八の一地先まで
県道 下松田布施線	下松市葉山一丁目八一九の二地先から 光市大字小周防字西古土井二二九四の一地先まで 光市大字小周防字土畠九五六の一地先から 熊毛郡田布施町大字波野字原河内三二五の一地先まで
県道 柳井上関線	柳井市南浜四丁目六七五の五地先から 同市南浜三丁目六七八の三地先まで
県道 上久原藤生停車場線	岩国市玖珂町字向ヶ坪四七三の二地先から 同市玖珂町字世々理三九〇〇の一地先まで
県道 串夜市線	周南市大字米光字下防門六八七の四地先から 同市大字夜市字飛安六九〇の三地先まで

令和四年四月一日

山口県告示第八十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定する。  
 令和四年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	区	間	指定の期日
県道 宇部船木線	宇部市西宇部南三丁目一三四七の三地先から 山陽小野田市新有帆町八四八の六地先まで		
県道 小野田美東線	山陽小野田市日の出一丁目一七八二の二〇地先から 同市新有帆町八一二の一地先まで		令和四年四月一日

山口県公安委員会告示第七号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。  
 令和四年三月二十五日



山口県公安委員会

表山口県宇部警察署の部新川交番の項所管区の欄中「東小串二丁目」の下に「西桃山二丁目、西桃山二丁目」を加える。



個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表

山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定により、令和二年度における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表します。

令和四年三月二十五日

山口県知事 林 隆 政

1 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況

個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求及び申出の件数等 (単位 件)

開示の請求及び申出の件数	処 理 状 況				その他
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	
開示の請求 558 (5)	253 (5)	267	2	5	31
開示の申出 15,807	15,807	0	0	0	0
合 計 16,365 (5)	16,060 (5)	267	2	5	31

備考 ( ) 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示又は申出の件数	処 理 状 況				その他
		開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	
総 務 部	97	2	82	2	0	11
総合企画部	0	0	0	0	0	0
産業戦略部	0	0	0	0	0	0
環境生活部	19	19	0	0	0	0

健康福祉部	97 (2)	77 (2)	19	0	1	0
商工労働部	27	26	1	0	0	0
観光スポーツ文化部	1	1	0	0	0	0
農林水産部	0	0	0	0	0	0
土木建築部	18	2	13	0	0	3
会計管理局	0	0	0	0	0	0
計	259 (2)	127 (2)	115	2	1	14
議 会	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	87 (1)	79 (1)	4	0	2	2
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	130	128	2	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公安委員会	15,582	15,582	0	0	0	0
警 察 本 部 長	167	12	144	0	0	11
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人	140 (2)	132 (2)	2	0	2	4
合 計	16,365 (5)	16,060 (5)	267	2	5	31

備考 ( ) 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令秘密情報(第1号)	0	0	0
未成年者情報(第2号)	1	0	1
第三者情報(第3号)	248	0	248

法人等情報 (第4号)	6	0	6
犯罪捜査等情報 (第5号)	17	0	17
意思形成過程情報 (第6号)	4	0	4
評価・選考等情報 (第7号)	88	0	88
行政運営情報 (第8号)	138	2	140
協力・信頼関係情報 (第9号)	79	0	79
合議制機関等情報 (第10号)	2	0	2
合計	583	2	585

備考

1 「開示をしない理由の区分」欄の ( ) 内は、山口県個人情報保護条例第16条の号名である。

2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。

2 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況

個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

訂正の請求の件数	処 理 状 況		
	訂 正	非 訂 正	そ の 他
1	0	1	0

3 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況

個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

利用停止の請求の件数	処 理 状 況		
	利用停止	非利用停止	そ の 他
0	0	0	0

4 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立ての件数	不服申立てに対する決定又は裁決				取 下 げ 審 査 中
	認 容	一 部 認 容	棄 却	下	
4 (8)	0	0	0 (4)	0	4 (4)

備考 ( ) 内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。

正 誤

令和四年三月八日山口県報

ページ	段 階	行 数	誤	正
五	上	左から三	(二七) 県営美祿地区中山間地域 総合整備事業(山中工区)	(二八) 県営美祿地区中山間地域 総合整備事業(山中工区)

令和四年三月二十五日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁